

会 議 録

会議名 (附属機関等名)	川西市上下水道事業経営審議会 部会		
事務局 (担当課)	上下水道局 経営企画課		
開催日時	平成28年6月23日(木) 午後6時		
開催場所	川西市役所 7階 大会議室		
出席者	委員	井上定子、木本圭一、藤井秀樹、宮本幸平	
	事務局	上下水道事業管理者、上下水道局長、経営企画室長、水道技術室長、下水道技術室長、水道技術課長、下水道技術課長、経営企画課長、同主幹、営業課長、同主幹、同主査、生活支援室主幹	
傍聴の可否予定	<input checked="" type="radio"/> 可・ <input type="radio"/> 不可・ <input type="radio"/> 一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 開 会 2 部会長の選出 3 部会長職務代理者の選出 4 議事 「川西市上下水道料金の生活保護減免制度のあり方について」 5 閉 会		
会議結果	別紙審議経過のとおり		

審議経過

【1 開会】

(司会者)

ご案内の時刻になりましたので、ただ今から川西市上下水道事業経営審議会第1回部会を開会させていただきます。

本日は、皆さま大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
これより、会議を進めさせていただくわけではありますが、当部会につきましても、審議会同様、「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」第10条第3項に基づきまして、公開となっておりますので、ご了承のほど、よろしく願いいたします。

【2 部会長の選出】

(司会者)

それでは早速ですが、当部会に部会長を置く必要があります。部会長の選出は、経営審議会規則第7条第2項の規定により会長が指名することとなっておりますので、会長からご指名いただけますでしょうか。

(会長)

ご経験とご見識等を総合的に判断いたしまして、木本委員にお願いしたいと思っておりますので、木本委員を部会長に指名いたします。木本委員、よろしく願いします。

(司会者)

ありがとうございました。それでは、会長のご指名により、木本委員に部会長をお願いすることといたします。

それでは、木本委員は部会長席へ移動していただきますようお願いいたします。

(木本委員 部会長席へ移動)

(部会長)

会長のご指名により、部会長を仰せつかることになりました木本でございます。
皆様のお力添えをいただきながら、務めてまいりたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

【3 部会長職務代理者の選出】

(部会長)

まず初めに、経営審議会規則第7条第5項により、部会長の職務代理者を指名する必要がありますので、私の方から指名させていただきます。

それでは、宮本委員にお願いしたいと思っておりますので、部会長の職務代理者として、宮本委員を指名いたします。宮本委員、お手数ですがよろしく願いします。

【4 議事】

(部会長)

それでは、これより議事に入ります。

「川西市上下水道料金の生活保護減免制度のあり方について」を議題といたします。

審議に至る経緯等については、前回の全体会議で概略のご説明をいただきましたが、この部会での審議にあたり、より専門的な議論をするため、前回、説明されていない事項を含め、より詳細な説明をいただきたいと思います。

事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、資料に沿って説明いたします。

1 ページ 「生活保護減免の形態別問題点」についてご説明いたします。

給水契約者が生活保護受給世帯である場合は、メーター口径 20 mm の基本料金と 1 期 20 m³ までの水量料金を減免しています。問題点として、生活保護における生活扶助費には上下水道料金が含まれていることと、収益を圧迫している点があります。

次に、給水契約者が家主や管理会社である場合で世帯数認定ありの場合は、メーター口径 20 mm の世帯数分の基本料金と各世帯均等使用した水量の 1 期 20 m³ までの水量料金を減免しています。問題点として、生活保護における生活扶助費には上下水道料金が含まれていることと、収益を圧迫している点でございます。また、実際の使用水量での減免ではないことと、減免効果が生活保護受給者に及んでいるか把握が困難である点があります。

給水契約者が家主や管理会社である場合で世帯数認定なしの場合は、メーター口径 20 mm の基本料金と、1 期 20 m³ までの水量料金を減免しています。問題点としては、生活保護における生活扶助費には上下水道料金が含まれていることと、収益を圧迫している点です。また、実際の使用水量での減免ではないことと、減免効果が生活保護受給者に及んでいるか把握が困難である点があります。さらに、生活保護受給世帯の複数入居がある場合、家主等が生活保護受給者に減免分を還元しようとしても、1 件分の基本料金の減免でありその複数入居者分の算定ができない点があります。

2 ページ 「生活保護減免の形態別 生活保護受給世帯の割合」についてご説明いたします。

平成 27 年 6 月 8 日時点で生活保護減免対象世帯数 1,165 世帯のうち、給水契約者が生活保護受給世帯である場合は、1,079 世帯で約 93%、給水契約者が家主や管理会社である場合で世帯数認定ありの場合が、72 世帯で約 6%、給水契約者が家主や管理会社である場合で世帯数認定なしの場合が、14 世帯で約 1%となっています。

3 ページ 「生活保護減免制度の経過」についてご説明いたします。

昭和 51 年度に生活保護減免制度を開始しました。基本料金のみ減免です。昭和 61 年度に基本料金に加え水量料金を 1 期につき 20 m³ 分まで減免を開始しました。

平成 16 年度には、経営審議会の答申を受け、生活保護減免制度を継続することとなりました。

平成 27 年度には、3 期より世帯数認定していない集合住宅の生活保護減免を廃止しました。その後、住民監査請求が行われました。

4 ページ 「生活保護減免状況推移表」についてご説明いたします。

平成 17 年度から平成 27 年度までの生保減免の推移を記しています。水道事業生保減免件数で平成 17 年度と平成 27 年度を比較すると約 74% 増加し、同水道料金で約 93% の増加となっています。下

水道事業生活保護減免件数で平成 17 年度と平成 27 年度を比較すると約 82%増加し、同下水道使用料で約 76%の増加となっています。

5 ページ 「近隣市町の状況」についてご説明いたします。生活保護減免制度の近隣市の状況について一覧にまとめたものです。宝塚市と芦屋市で生活保護減免制度が実施されています。

宝塚市では、上下水道基本料金が減免されています。芦屋市では、下水道使用料の基本料金を減免されています。尼崎市、西宮市、伊丹市、猪名川町、三田市では現在生活保護減免は実施されていません。尼崎市の水道使用料では、平成 21 年 3 月末に基本料金の半額を減免する福祉減免制度を廃止されており、その際に生活保護減免に関しては、生活扶助費に光熱水費が支給されていることを理由に廃止となっています。

西宮市では、平成 18 年 3 月末に 2 か月で 20 m³を含む上下水道料金の減免について、生活扶助費に光熱水費が支給されていることを理由に廃止となっています。

伊丹市では、昭和 58 年 3 月末に、生活扶助費に光熱水費が支給されていることを理由に生活保護減免制度を廃止されています。

猪名川町は、生活保護減免制度がもともと実施されていません。

三田市は、平成 28 年 4 月 1 日より、消費税相当額分を減免する生活保護減免制度を生活扶助費に光熱水費が支給されていることを理由に廃止されています。

6～8 ページ「生活扶助を受けている者が属している世帯に係る水道料金・下水道使用料減免取扱要綱」についてご説明いたします。この要綱に基づいて、生活保護減免を実施しています。

9～24 ページ「平成 16 年度 川西市水道事業経営審議会答申」についてご説明いたします。

18 ページに、「キ 社会政策的配慮」の 4 行目より、「生活保護世帯の一定量までの減免措置という社会政策的配慮については、合理的な範囲にとどめるべきである。その範囲を超えた軽減等によって生じる負担については、市の一般会計からの繰入れによって、これを補填するのが適当である」、との答申を受けて生活保護減免制度を継続しました。

25～45 ページ「住民監査請求に係る監査結果」についてご説明いたします。

平成 27 年 10 月、世帯数認定していない生活保護受給者から監査委員に対して、生活保護減免の運用について住民監査請求が提起されました。その内容及び経過等についてご説明いたします。

減免の効果を享受しているのが生活保護受給者ではなく大家となっており、大家が不当利得していると主張し、大家に減免額の返還を求めるか、上下水道事業管理者が大家と共同して返還すること、そして返還された金額は、本来の減免対象者に支払うこと、既に実施している世帯数認定していない集合住宅への減免廃止の撤回などを求めるものです。

監査結果では、生活保護減免は適法であるものの、制度の運用において生活保護受給者にその効果が及ばず、結果的に上下水道局に損害が生じているとして、減免相当額の損害額を補填する必要な措置を講じるよう勧告されました。また、資料 40 ページにあるように 次の 3 点について意見を付記されました。

- ① 生活保護受給者に減免効果が及ぶか考慮して、合理的な範囲に限定して制度運用すべきである。
 - ② 給水契約者と生活保護受給者が異なる場合などの問題点を放置していたことは問題であり、早急に見直しを図る必要がある。
 - ③ 生活扶助費には光熱水費が含まれ、その上での生活保護減免は二重給付ともとれる状況であることから、生活保護減免の妥当性、本来の制度のあり方等について慎重に検討されたい。
- とのことでした。

46～48 ページ「生活保護制度の概要等について」についてご説明いたします。

48 ページに厚生労働省社会・援護局保護課の資料「生活保護制度の概要等について」より抜粋した中に、生活扶助費の第 2 類費の中に光熱水費が含まれている旨明記されています。

49～51 ページ「生活扶助相当支出額と生活扶助基準額との比較」についてご説明いたします。

社会保障審議会生活保護基準部会の資料より抜粋しており、平成 16 年度全国消費実態調査特別集計の結果をもとに比較しており、生活扶助基準額が年間収入最下位にあたる世帯の消費実態に均衡していることが説明されています。

夫婦子 1 人の世帯と 60 歳以上単身世帯の二つの事例では、いずれも生活扶助基準額が生活扶助相当支出額を上回っております。また、生活扶助相当支出額のうち光熱水費の占める割合は、夫婦子 1 人の世帯では、生活扶助相当支出額 148,781 円中、光熱水費 14,558 円で 9.78%となり、60 歳以上単身世帯では、生活扶助相当支出額 62,831 円中、光熱水費 8,634 円で 13.74%となります。

52～53 ページ「水道料金及び下水道使用料表」については、現在の上下水道使用料金表です。参照ください。

54～81 ページ「生活保護のしおり」についてご説明いたします。

まず、先日の経営審議会での説明に関して、生活支援室主幹池田より各委員の皆様へ補足説明をさせていただきます。

(事務局)

先日の経営審議会では、生活扶助費に光熱水費が含まれていることを伝えていないと説明いたしましたが、被保護者へお渡ししている「生活保護のしおり」で生活扶助費に光熱水費が支給されている旨説明しておりますので、訂正して報告させていただきます。

この「生活保護のしおり」については、新規開始の世帯はもとより全世帯に送付しております。よって、すべての生活保護受給世帯に生活扶助費に光熱水費が含まれていることを認識していると判断しています。

(事務局)

資料 75 ページには、水道料金減免制度について説明がされています。

以上、駆け足ではございましたが説明を終わらせていただきます。

(部会長)

説明は終わりました。ただ今の説明に関してご質問ご意見等ありますでしょうか。

(委員)

生活保護のしおりについて確認ですが、基本的に全世帯に改定があるたびに配布するのですか。

(事務局)

それは今年からの取り組みです。

(委員)

細かいことなのですが、「光熱水費」という文言に変えられたのが27年度の春発行のしおりですね。

(事務局)

そうです。

(委員)

それまでは「光熱水費」ではなく、「光熱費」という文言で書かれてあったということだと思います。そうすると、27年度春以前のしおりを読まれている方が混乱するのではないかと気になります。

(事務局)

そういう誤解を生まないために、この5月に、全件に改定版という最新のしおりを配布して、今周知をスタートしたところです。

(委員)

先ほど75ページのところの③のご説明が市民に対してあったということは、これが二重の部分だと思うのですが、そうすると、この部分が改定されるのであれば、再度記載内容の変更があるということでしょうか。

(事務局)

はい、もちろん制度がなくなれば内容が変わりますので、保護のしおりは、全世帯に送付することになります。

(委員)

すぐ変わるということが最初から分かっているのであれば、もう少し待ってても良かったのかなと。ここを消してから配布も良かったのかなと思います。

(事務局)

はい、現行の周知を適切に保護者の人に伝えるという意味から、正しい内容を伝えるために内容を改訂しております。

(事務局)

この件で市議会に委員会がございまして、今池田が答弁申しましたように、この中に水道料金が入ってるんですか、入っているとちゃんと説明しなさい、というようなご質問がございまして、答弁の中で早速訂正できる部分は最新用の形ですぐ対応いたしますという形で答弁を致しましたので、本結果につきまして、答申をいただく前にとりあえず正しい形ということだったように聞いております。

(委員)

平成16年の経営審議会の答申を、今日は資料として出していただいております。その答申には部

会長、それから私も委員としてお手伝いさせていただきました。そのような経緯もありまして、一点、意見を申し上げます。

資料の 3 ページに「生活保護減免制度の経過」というタイトルのついた表があります。その平成 16 年度の欄に、「経営審議会の答申を受け、生活保護減免制度を継続」という記述があります。これを文字通りに読むと、答申で「生活保護減免制度を継続しろ」と言われたので当該制度を継続することになったというようなニュアンスに受け取られる可能性があると思いますが、それは違います。合理的な範囲にとどめるべきだというふうに書いてあるのであって、そういう指摘にも関わらず当時の判断で継続したということです。

(事務局)

同様の質問を市議会でも受けまして、基本料金プラス 20 m³が合理的な範囲ということを私どもが判断いたしまして、継続をさせていただいたということです。

(委員)

合理的な範囲にとどめるべきだと書いたのは、これは今さら言っても仕方がないことなのですが、現行の減免制度が上下水道料金の二重支給になっていて「合理的な範囲」を逸脱しているということに暗に指摘しているのもあって、最終版の字句調整の際に、あまり直接的な表現にならないようにという配慮で、答申にあるような表現に落ち着いたわけでありまして。私の記憶が正しければ、委員の中には、私も含め、減免制度は早急に廃止するべきだという強い意見がありました。この答申を行った当時は、資料の表にもありますが、次の年度に料金の改定を実施するということがメインの問題となっていて、減免制度の廃止よりも、メインの問題に関する答申内容を優先させたということです。当時の審議会に参加した当事者の 1 人として、以上を補足し、その経緯を本部会の議事録に残しておきたいと思います。

(部会長)

近隣市の状況の 5 ページで確認です。括弧書きしている減免の内容は廃止前にやっていたことが記されていると理解したらいいのでしょうか。例えば尼崎市、基本料金の半額を減免とはこの福祉減免という内容を指していて基本料金の半額を減免していた、と意味でしょうか。

(事務局)

そうです。

(部会長)

そうすると尼崎市はそれ。西宮市は上下水道料金減免。それから伊丹市がないのですが、伊丹市はこの廃止する前は何かをしていたかは分からない。資料的にちょっと入手できないということでしょうか。

(事務局)

そうです。昭和 58 年ということで入手できません。

(部会長)

分かりました。三田市は消費税相当分の減免をしていた。ちょっと位置が多分これは上になると思
ので、上のと揃えるという意味ですね。

あと教えていただきたいのは 49 ページで、これは資料の出どころは厚生労働省保護課です。光熱
水費の金額が例示で出ていますが、この金額は御市の例の減免の金額と比べてどうなのかというのを
お尋ねします。

(事務局)

これは私共のほうの減免金額最大だと税込で 5,508 円となります。これは、光熱水費ですので上下
水道料金以外も含まれているという形です。

(部会長)

だから分けて考えることができなくて比較はできない。電気も足して考えようにも電気のほうがい
くらになるか分からないので、比較はできないということですね。

(事務局)

ただ、第 1・十分位の 148,781 円っていうのがあるんですが、この部分の 9.78%が光熱水費である
ということで示されておりますので、例えばこの 9.78%を 150,408 円の扶助額に掛け合わせます
と、14,709 円になります。そこから上下水料金が最大 5,508 円ですので、これを引きますと 9,201
円が電気・ガスに使えるという形になると考えております。

(委員)

論点整理の様な発言で恐縮ですが、やはり 16 年の答申が重要な前提になっているところですので、
それに引き寄せた意見を申しあげます。18 ページをご覧ください。現行の水道料金制度は、受益者負
担を原則とし、適正な原価に照らして公正妥当な料金の水準を決めるという考え方で出来上がってい
ます。これを、料金原価主義と言います。受益を受けたらそれに要したコストを、受益を受けた方に
負担していただくということが基本であり、議論の出発点になります。別の考え方も議論としてはあ
り得ますが、現行の法制度を前提とする限り、料金原価主義が、すべての議論の出発点になります。
この出発点を押さえておかなければ、何が原則で、何が原則からの逸脱かが、分からなくなります。
経済学の理屈で言えば、料金原価主義から外れた料金決定をした場合には、色んな歪みが生じます。
政策的に料金を本来あるべき水準より上げたり下げたりすると、例えば安いものを高く売る、あるい
は逆に、高いものを安く売るということになります。そうすると、節約が行き過ぎたり、逆に消費が
生じたりします。そういう需要者の行動が、資源配分の無駄を生み出すことになります。これが、料
金原価主義から逸脱することの第一の問題です。

それからもう一つの問題は、料金負担の不公平が生じるということです。ある需要者が実際にかつ
た原価以下のものしか負担していないということは、別の需要者が、その不足分を負担しなければい
けないということです。生活保護減免の場合には、一般の市民の方が、減免で生じる収入不足を負担
しているということになっていると思います。そういう形で不公平が生じる。さらにまた生活保護世
帯の中でも減免制度の適用を受けてない方がいらっしゃるわけですから、生活保護世帯の中でも料金
負担の不公平が生じていることになります。要するに、何を申し上げているかといいますと、原理原

則から外れたことを行うと色んなところで無理が生じる、歪みが生じるということです。したがって、これは大きな方向としては、その歪みや不公平を、出来るだけ少なくするということであろうと、私は思っているところです。

しかし、他方でもう一つ誤解がないように申し上げておきますと、減免措置それ自体が無くなればいいというふうには必ずしも思っておりません。それが必要かどうかというのは、まさに当市で考えていただくことです。仮に減免制度を維持することが必要だという判断をされた時は、その収入不足を他の需要者の料金で措置するのではなく、一般財源で措置することが必要です。政策で、そういうふうにお決めになるわけですから、政策のコストは、一般財源でカバーするのが原則です。水道料金はいくまでも使用した水道水の対価です。だからそういうものを、政策のコストとして使うのは適切とは言えません。

以上の発言の趣旨をまとめますと、原理原則というものをまずしっかりと見据えた上で、それをどういうふうに具体的に料金に反映させていくかを考えるのが基本であるというのが、第1点です。原理原則から外れたことをすれば、どこかに歪みや、不公平が生じます。そうした問題を解消するために、料金制度を原理原則に可能な限り近づけていくのが中長期的な課題であるというのが、第2点です。そして、もし社会政策的な配慮を行うのであれば、そのコストは、料金ではなく、一般財源で措置するべきであるというのが、第3点です。

(部会長)

答申が当時出て、市の方で解釈をこうされてということなので、これは意味が違ってましたよということあまり申し上げないつもりです。ただ、委員のご意見だと合理的な範囲というのは、今減免になっている範囲ではなくて、もっともっと小さい範囲であるということですね。私も同意見で実は当時審議した内容からすると本当にそうなのですが、基本料金プラス 20 m³の使用量の範囲ではたぶん議論しなかったという記憶があつて、合理的な範囲での、たとえば他市であったような消費税分とか、本当にごくごく小さい金額の範囲で議論していたと思います。そうでないと、負担を他の市民に転嫁することになるので、というご意見には私も賛成です。

近々に提起された問題としては、住民監査請求の問題がありました。このご指摘の中には、どちらかという減免制度そのものの前に、それが遡及されておらず、大家さんの方に行っているのではないかとご指摘ですね。そうだとしたら、大家さんに行くのではなくて、生活保護の方自体に便益あるような減免だったらいいみたいな議論ですね。このあたり、事務局としては、制度的にこういうふう設計するとか、改変するとか、そういうご検討はあるんでしょうか。

(事務局)

世帯数認定している物件は個人情報保護という観点はあるものの、なんとかその方が大家さんに自分が生活保護受給者であることを知らせることが可能であれば、実際使用した水量との差はあるものの、何とかその方々に対しての大家さんとの契約なりの中で減免効果があらわされるのではないかとご検討は一応させていただきました。

しかしながら、契約形態等個々にあつたわけではありませんけれど、生活保護受給者であることを大家さんがご存じない場合、伝えてもらっては困るという場合も考えられるということでありましたので、あえてそこは踏み込まずに、そういう了承があつた場合は、その分の方の世帯数認定分については減額で、いわゆる生活保護受給者にも一定の恩恵が生まれてくるのではないかなという研究を

させていただきました。

ただ、この監査請求されました方につきましては、一つのメーターしかない、そこにつきましては、今の減免のあり方について、根本であります基本料金プラス 20 m³まで。これについては何世帯生活保護受給者いらっしゃってもそういう減免形態しかない場合は減免の要綱から適用になってこないんで、そもそもこの減免の適用は無理があるということで、それから先は廃止ということで。

(部会長)

これはだから直ちに廃止されたということですね。これは福祉の担当部局にお伺いしたいのですが、今言及のあった生活保護の方はご自身が受給されていることをあまりあかさずに、生活されたいというか、いろんな不利益を被るからとういことでしょうか。

(事務局)

個人の情報を自分から言われる方はいいんですが、なかなか負い目を感じているというか、私は生活保護を受けていますとなかなか大手を振って言うような方はあまり・・・。

(部会長)

なるほど。だからそれを開示しないと受けられない制度設計というのはそもそも無理ということですよ。そうすると、一旦その論理に入りますと常に不公平というのが出てしまって、生活保護の方ですね、生活保護世帯間の不公平という問題が出てしまってということです。いくつかの論点があるかと思いますが、住民監査請求においてはそこのところは問題なのかなと思います。

(委員)

ちょっと論点から外れてしまうかもしれませんが、上下水道料金の減免というのが、一つの理屈付けであって、実態としては生活保護の支給水準を引き上げる、プラスの調整給であるという見方もあるかもしれません。それだったら、なおさら、それは一般財源でやった方がいいと思います。一般財源で措置すれば、水道メーターが世帯別に付いているかどうかとか生活保護を受けているという個人情報第三者に明かすのはどうかとか、そういう問題が一切生じないわけです。生活保護のプラス調整を水道料金というところを通して行うから、そういう問題が生じるわけです。このような意味でも、もし減免制度の継続が必要というご判断であれば、そのコストは、水道料金ではなく、一般財源で措置された方がいいと思います。このような議論はこの審議会の権限を逸脱するものかも知れませんが。

(部会長)

どこまでいってもたぶん生活保護水道料金減免って政策的意思決定なので、水道料金の論理からどう考えても出てこないです。上下水道局の範囲の中で減免というのは自らは絶対出てこない論理で、社会政策的に決まることだとしたら生活保護の方々皆に便益あるような制度設計を考えるべきで、例えば世帯当たり基本料金相当額の追加支給であるとか、それも論理として一般財源ですよ。そうだとしたら政策的には合うけれども水道局の方で政策的配慮で減免ということになると、一般市民の方のご負担に、負荷することになるわけだから、この次に、住民の方から、いわゆる利用者ですね、何かあったときに論理的に耐えられるのかなと思いますね。

(委員)

たとえば、下水道なんかはフルコストで料金形成すると普及が望ましい水準まで届かない。しかし、それでは、公衆衛生上、重大な問題が生じることになると思います。だから、フルコストの料金形成をするかどうかという問題には、そういう特段の事情や、上下水道の歴史的な発展段階が関係していると思うんですね。公衆衛生とか社会政策的な意義付けがあって、普及を推進するというのがメインの政策としてある場合は、フルコストから外れる料金形成があってもいいと思うんです。しかし、水道については、現在はそういう状況じゃないんですね。かつて減免制度を導入したときは、そういう社会的な意義があったのかも知れませんが、財政的な余裕もあったのかも知れませんが、何十年も経つと、いろんな意味で事業環境が変わって参りますので、ここで原理原則に立ち返ったあるべき論というのをきちっと構築しておく必要があると思います。

それと、第1回目の全体会議のときに、委員から近隣他市ではどうなっていますかという質問が出ましたね。今日は、文書でその状況をお示しいただきましたが、宝塚市と芦屋市はまだ残っているわけですけども、その他の近隣市につきましては、そもそもないというところも含めて、減免制度がないわけですね。かつてあって、減免制度を廃止されたという市につきましては、すべて生活扶助費に光熱水費が含まれているということが、廃止の理由になっている。今日の資料でも、事務局の説明でも、そこに重点があったと思います。そうなりますと、生活扶助費に水道光熱費が入っているにも拘わらず、本市だけ、減免措置をこれからも維持するということになれば、その理由付けは相当、難しいものになるのではないかなと思いますね。川西市の一般市民の方に、近隣他市ですでに廃止した制度をこれからも本市だけが維持していく必要性を、どう説明するんだということですね。

(事務局)

今、委員がおっしゃっていただいておりますように、住民監査請求が出ましてこういう結果になっております。

これは今おっしゃいましたように、生活保護受給者間での公平感もありますし、一般利用者等の公平感もあります。これについても、逆に言いましたら一般利用者の方がこの勧告を見られてこういう制度になっているのかと。我々が使った料金が生活保護受給者の減免に至っているのかという形で、

また住民監査請求の対象ともなりかねない、そういうリスクを含んでいると思いますので、今正に委員がおっしゃっていただいたことかと思えます。

(委員)

住民監査請求があって、さらにこの問題の是非を検討する審議会をやって、それでもなお減免制度を維持するとなると、これはかなり確信犯的な政策になりますよね。そうすると、従来よりももっと強力な理由づけをしないと制度がもたないんじゃないですか、そういう気がしますね。

(部会長)

その点の理由づけの可能性はあるのでしょうか。特段の理由ですが。

(事務局)

先ほど、部会長がおっしゃっていただいた一般施策としての受給費の上積みという部分でしたら、それが良いか悪いかは別として社会的配慮の中で選択する余地はあるでしょうけど。

(部会長)

その議論は、例えば議会なんかで、あるいは市長方針でとかありますよね。

(事務局)

ただ、おっしゃっていただいておりますように、給水契約者を対象とする料金原価主義でいかなければならない上下水道料金の中では、私が考える範囲ではなかなか継続する理由というのは見つけれないという印象は強くもちますね。

(委員)

49 ページのところにケースが載っていますが、さきほど光熱水費のところに電気代等が含まれているということで、それを差し引くとだいたい家族で5%ですかね。それが妥当かどうかという研究とか議論が必要かと思うんですが。

それで5%が妥当であるならば新たな追加が必要でないとか、そのような数値的な分析があってもいいと思います。

これは5%でいいんですかね。49 ページの9.78%のA世帯について14,558 円というのは電気代も含めてですね。それで水道料のみなら9,000 円ぐらいとすると、実質的には生活費における水道というのは5%ぐらいだと思います。

(事務局)

金額にすると約5,000 円ということです。

(委員)

ということは%にすると、かなり低くなると。

(事務局)

約3.6%です。

(委員)

その数値であれば、特に扶助しなくても問題ないということで市民に理解が得られるわけですね。

(事務局)

それと5,508 円というのは最大の料金ですので、20 m³まで使わなければもっと低い減免額となります。

(部会長)

あともう1点は、委員の方がおっしゃった光熱水費が生活扶助費に含まれているかどうかをご存じないと、あるいは含まれていると思っていないということがあるとしたらというご発言があったんですけど、それは書類の最新版ではあるにしろ、生活保護の方が読まなければならない書類には明記されているということですよ。

(事務局)

そうです。

(部会長)

政策的に決定しないといけないことを料金体系の中でというのは、どう考えても難しいのではないですかね。

私が結論を出さないといけない議題としていただいているのは、減免制度に関する問題点の確認としては、最後に藤井委員がまとめていただいて、管理者もお答えいただいた水道料金体系の原理ですね、原価を回収するというの中では減免制度を維持するのは非常に難しいのではないかということかと思えます。

そうだとすると、今後のあり方について検討した場合はどうでしょう。

(委員)

再び教科書的な話になるんですけども、料金原価主義で組み立てられている料金制度があつて、それが国の基本になっているわけですよ。それを基本にすると、そこに政策料金を入れるというのは制度上の歪みになるわけです。ただ、それは必要なことかも知れないし、かつて歴史的に必要だったんでしょう。しかし、その前提が現在では変わってますよというのが1つです。それを確認しなくてはいけない。

それから繰り返しになりますけども、近隣市では廃止の方向にあるということですね。少なくとも減免制度を新たに導入するという逆方向の事例はないわけです。そうすると、大きな方向としては、そういうものはできるだけ無くしていこうということになるのではないのでしょうか。それによって料金制度を、本来あるべき姿に戻していこうということだと思います

したがって、本市において特段の非常に強い新たな理由がない限りは、これは十分に問題状況をかえなければならぬ事案であつて、基本は廃止ということになると思います。

ただ、減免制度という立てつけにはなっているけれども、先ほども申しましたように実態としては生活支援の調整給として機能しているということであれば、その是非は当市で判断していただいて、制度の維持が必要ということになれば、その政策コストは一般財源でカバーしていただくことが強く望まれるところです。

(部会長)

その政策決定は審議会の範疇外かも知れませんが、論理を突き詰めていくとそこにならざるを得ないので、専門部会の委員の意見としては、16年度答申もその意見を付してますし、結局その論理なんだろうと思います。だからこの廃止に反対される方、例えばいろんな立場の方がおられると思うんですけども、それを反対されるというのであれば論理は料金体系の中ではなくて政策決定であるということになるんだろうと思います。住民的感情とか、いろんな立場の方がおっしゃるとしても料金体系の中での減免ではないんだろうと。

近隣市の比較というのは、単に横がやっているからみるということではなくて、戦後、各市が発展してきて、近隣市も発展してきたし下水道なんかかなり完備されていて近代的なまちになっている状況での制度というのがあると思います。その辺りを総合して専門部会としては委員および管

理者にもコメントいただいた理由によって廃止が妥当という結論になっていくのかなと思います。それを付すのに何か追加的にご意見がありましたらお聞きします。

(委員)

1点教えていただきたいのが、今回初めてこういうパンフレットができて減免制度があるということが知らされたということですが、もしこれが廃止となった場合の反響と言いますか、議会あるいは今までの利用者から多数の反対が出るのか、あるいはすんなりいくのか、その辺の点はどうですか。

(事務局)

仮に答申で廃止という形でいただきましたら、当然政策的な配慮がありますので、市長が方針決定を行う経営会議に答申に基づいて検討した上下水道局案を図りまして決定するわけです。

そこで廃止となりましたら議会にも報告しなくてはなりませんけども、条例等の議決案件ではありませんので平成29年度の予算委員会になると思いますけども、それまでに十分説明しておく必要はあろうかと思います。

生活保護受給者に関しましては、5月にパンフレットを送りましたけども、仮に次の5月までの改定を待っていると大変なことです。早い時期に決定になれば十分な周知期間をとって私どもは説明に同席するか十分な議論を踏まえた中でともに説明にあがると。

(部会長)

出した直後に廃止でということは十分に説明しなくてはけませんよね。ご懸念についてはそういう対応をされるということです。

(委員)

あとは先ほど申し上げましたように、この制度がなくても生活面ではそれほど影響がない、生活費における水道代の割合は多くないということが資料として説明できれば、このことは市民に理解が得られるのではというのが私の意見です。

(委員)

委員の意見に付け加えたいことがあります。1世帯当たりになおすと3%代ということで、比較的金額が小さいかもしれませんが、4ページの「生活保護減免状況推移表」を拝見しますと、1つは、この10年間に減免の件数が伸びている、これからも大きく下がるということは期待できないだろうということが理解されます。むしろ減免の件数は今後もっと増えていく可能性が高い。かつまた、トータルで計算すると、約3千万円と、結構な金額になっているわけですね。

1世帯で見れば減免額は些少かもしれませんが、将来を見通すと増えていくかもしれないし、さらにトータルでみると金額がかなり大きいということです。そこはしっかり見ておく必要があるんじゃないかと思います。

審議会の内容からずれるかもしれませんが、上下水道事業に係る現時点での国民の最大の関心事は、熊本の大地震であり、熊本におけるライフラインの復旧状況です。当市でもしあのような大地震が発生したらどうなるかということ審議するのが、おそらく現時点でのあるべき審議会審議です。しかし、私どもが審議会ですら実際に審議しているのは、減免制度の是非です。何が言いたいかとい

うと、現時点のそもそも論で言えば、今は減免制度の是非などを論じている場合ではなく、災害等の緊急時に市民の生活をどう守るかという問題をこそ論じるべきではないか、ということです。そういう絡みで言えば、減免に回すお金があるのであれば、それは耐震関係の投資に回すべきではないか、ということです。通常のルーティンの取替工事も喫緊の課題なわけですよ。毎年3千万円もあれば、かなりのことができるはずですよ。

それから前回の全体会議で何とか経営は回っているとっては言っていました、以上のようなことを考えると、本市の水道事業は、余裕があって大盤振る舞いができる状況では、決してないと思います。市民の方から徴収された料金は、ぜひ適正に市民の方に還元していただきたいということです。

(部会長)

委員がおっしゃっているところは論拠に加えたいなと思っていて、トータル3,000万円というお金は、この水道事業においてはばかにならないお金で、これが費用としてかかっているということは当考えないといけない部分もあり、廃止の理由の1つだと思っんですね。

(委員)

それは私たちが考えることではなくて、政策的な判断なんですけども、もっと有意義なお金の使い方があるのではないかと、我々は大きな災害がいつ起こるかかわからない状況におかれているのであって、そのようなリスクを見すえた時に、市民目線に立ったもっと有効なお金の使い方があるんじゃないですかということ、言っているつもりです。

(部会長)

最後のは、答申に直結ではないですけども委員の意見として付記したいと思います。ご意見をいろいろ表現方法でいただきましたので、基本は減免制度の廃止の結論ということで審議の方に上げたいと思っています。

理由は料金体系の中で他の方に吸収していただくという制度はどう考えてもこの時期に難しい。1点は近隣市も廃止していると。論理的にもともと中に含まれているのに、さらに減免という説明は難しい。監査請求が出ているという時点で、市民から関心がある中でさらに続けるというのは、よほど強い継続理由がないといけないけれども、専門委員が考えた限り、及び事務局もその理由が見出せない。

もしこれが必要だということであれば、政策決定なので料金体系以外のところで配慮すべき課題であるというようなところが論拠かなと思います。それとこの減免金額の総額が3,000万円という金額であり、これがごくわずかだとまた別の話ですけど、大きな金額であり、一般市民の料金にも影響している。

そうしましたら、私が今申し上げた結論、ランダムに論拠を掲げましたけれども、ご議論いただきました内容を付して、最終的には各専門委員会にも議事録を文字的にチェックいただきまして部会の結論として審議会に上げたいと思います。

(委員)

確認ですが、このたびの審議会のきっかけになったのは、住民監査請求とそれに対する監査結果報告書ですよ。この報告書ではいろんなことが提起されているわけですけども、本日の審議で、主な

問題にはすべて応えていますでしょうか。

(事務局)

先ほど部会長からもお話しがあった制度の見直しというようなところも、第一義的には求められてはいたんですけども、そこは個人情報の保護から不利益が生じる可能性があるということで、その選択もないということからしますと今おっしゃっていただいた今日の結論というのですべて対応していただいていると思います。

(事務局)

今後の事務手続きですが、次回の経営審議会で部会長から委員の皆さんにご報告いただいて、その後、市民委員からご意見をいただいて最終的な答申をいただくという段取りになると考えます。

(部会長)

予め個々の委員に内容を周知いただくのではなくて、市民委員は審議会の現場でということですか。

(事務局)

原則的に、1週間前に市民委員に資料をお渡しして確認いただきたくこととしています。

(部会長)

手続き的には以上です。

当部会における審議内容及び結果を次期審議会に報告して、一般委員の皆さんからご意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

なお、次期審議会の開催日時は7月21日、木曜日の午後6時からとなっておりますので、部会員の方、よろしくお願い致します。

それでは、第1回部会を終了いたします。